

○改正後最低基準と指定基準の比較表

※今後、文言の修正があり得るものである。

最低基準改正案	指定基準（案）
<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（次条第十号において「指定身体障害者更生施設等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定身体障害者更生施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者更生施設であって、次のイからニまでに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定肢体不自由者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。 ロ 指定視覚障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。 ハ 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。）を入所させるもの。 二 指定内部障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。 二 指定身体障害者療護施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設をいう。 三 指定特定身体障害者授産施設 法第十七

条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定身体障害者授産施設であつて、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設

指定特定身体障害者授産施設のうちロを除いたもの。

ロ 指定特定身体障害者通所授産施設

指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

四 指定施設支援 法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。

五 施設訓練等支援費の額 法第十七条の十第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

六 施設利用者負担額 法第十七条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。七 身体障害程度区分 法第十七条の十第三項に規定する身体障害程度区分をいう。

八 支給期間 法第十七条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十七条の十一第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定身体障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定身体障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 指定身体障害者更生施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の

(基本方針)

第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければ

下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、できるだけ居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉センター（第六十条に規定する障害者更生センターを除く。）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第四条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

第五条 身体障害者更生援護施設の職員は、専

ならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業を行う者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 身体障害者更生援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第八条 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に關し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

第二章 身体障害者更生施設

(種類)

第九条 身体障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 肢体不自由者更生施設 身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。
- 二 視覚障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。
- 三 聴覚・言語障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。）を入所させるもの。
- 四 内部障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

(規模)

第十条 身体障害者更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(肢体不自由者更生施設の職員の配置基準)

第十二条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判

第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)

第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職

<p>定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上 二 作業療法士 常勤換算方法で一以上 四 栄養士 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該肢体不自由者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 肢体不自由者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p> <p>9 肢体不自由者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p>	<p>能判定員、あん摩マツサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上 二 作業療法士 常勤換算方法で一以上 三 栄養士 一以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p> <p>8 指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p>
--	---

(視覚障害者更生施設の職員の配置基準)

第十三条 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該視覚障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(指定視覚障害者更生施設の従業者の員数)

第五条 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない指定視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える指定視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定視覚障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の職業指導員又は生活支援員のうち、一人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。

9 視覚障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

10 視覚障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならぬ。

(聴覚・言語障害者更生施設の職員の配置基準)

)

第十四条 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

7 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

(指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数)

第六条 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該聴覚・言語障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。
- 9 聴覚・言語障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 10 聴覚・言語障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(内部障害者更生施設の職員の配置基準)

第十五条 内部障害者更生施設には、次の各号

三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定内部障害者更生施設の従業者の員数)

第七条 指定内部障害者更生施設に置くべき従

に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該内部障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定内部障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

- | | |
|---|---|
| <p>4 第一項一号の施設長は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の医師のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>9 第一項第三号の生活支援員は、法第十二条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>10 内部障害者更生施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p> <p>11 内部障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。</p> | <p>4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>7 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。</p> <p>8 指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。</p> |
|---|---|

(職員の資格要件)

第十六条 身体障害者更生施設の施設長は、医師、特殊教育諸学校（盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。）の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であつて当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社

会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第十一条 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 相談室
- 十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八条 指定身体障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 廊下幅

二・ニメートル以上とすること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 廊下幅

二・ニメートル以上とすること。

3 肢体不自由者更生施設には、第一項に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 指定肢体不自由者更生施設には、前項各号に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 指定視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

4 指定聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

5 指定内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。